

くるまの点検・整備は 自動車ユーザーの義務!?

～9月・10月は自動車点検整備
推進運動の強化月間～



自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備(日常点検・定期点検等)の実施が義務付けられています。十分に実施されているとは言いがたい状況にあります。沖縄総合事務局運輸部では、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう自動車点検整備推進運動に取り組んでいます。

一般的に使用されているマイカー(定員10人以下の乗用車)の定期点検は、1年ごとに行うこととしており、フロントガラスの上部左側に貼ってある丸いステッカー(点検整備済ステッカー)が定期点検の期限となりますので、再度、ご使用されている自動車のご確認をお願いします。

※フロントガラスの上部にある四角いステッカー(検査標章)は車検の期限となります。

「自動車点検整備推進運動」とは?

沖縄総合事務局 運輸部では、点検・整備の必要性、大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法、エコ整備(点検・整備によるCO2削減効果をいう。)を積極的に啓発

するため、9月・10月を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、関係機関及び関係団体の協力を得ながら本運動を展開し、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらいように努めていきます。

【主な実施事項】

- ① ポスター掲示、ホームページ掲載及びチラシ配布等による周知活動。
- ② 整備管理者研修、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し、本運動の趣旨を周知するとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発。
- ③ 街頭検査等の機会を活用して、自動車ユーザー等に対して点検・整備の必要性を強く訴え、確実に実施するよう呼びかける。



本運動の取組や日常点検の実施方法をご紹介します

クルマの
愛情点検
チェック
ガイド



自動車
点検整備
推進協議会
HP



お問合せ先
沖縄総合事務局 運輸部 車両安全課
☎098-866-1837

